

出産予定連絡票（施設等利用給付認定用）

（宛先）茅ヶ崎市長／茅ヶ崎市福祉事務所長

年 月 日

子どもの 名前	フリガナ		子どもの 名前	フリガナ	
生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日	
クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和9年4月1日時点の年齢 歳児クラス	クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和9年4月1日時点の年齢 歳児クラス
保育所等 名称	☐ 利用中（ ） ☐ 申請中（転園申請含む）		保育所等 名称	☐ 利用中（ ） ☐ 申請中（転園申請含む）	

以下のとおり、出産予定がありますので、連絡します。

出産予定日	年 月 日		
母子手帳No		多胎妊娠	☐ 単胎 ☐ 双子 ☐ 三つ子 ☐ その他
産前産後期間	年 月 日 から 年 月 日 ※認定期間は、予定日の6週間前（多胎の場合は予定日の14週前）の月初から出産後8週間後の翌日の月末まで。 ※出産予定日に基づいて認定期間を決定するため、出産日によっては認定期間が変更になる可能性があります。		

産後の施設等利用給付認定の希望の有無（2号、3号の認定）

母の状況		母の提出書類・注意事項
希望あり	就労あり	☐ 産休後、育児休業を取得 ※ 育児休業中の認定期間は、育児休業対象児童が満1歳になる月の末日までとなります。ただし、育児休業対象児童が認可保育所等の入所申請をした結果、やむを得ず待機となり、育児休業を延長することとなった場合は、最大2歳になる月の月末まで認定期間を延長することができます。 ※ 施設利用前に育児休業を取得されている場合は、認定の対象になりません。 ※ 妊娠・出産要件で初めて認定を受けた方は、産後期間で終了となります。
		☐ 産休後、育児休業を取得せず復職 復職後、復職の事実がわかる【就労証明書】を提出してください。
	就労なし	☐ 介護・看護、疾病・障がい、就学など 提出書類はありません。
希望なし		☐ 提出書類はありません。（産前産後期間終了後は1号に切り替わります。）

以下、該当する場合はチェックをつけてください。

父の状況	父の提出書類・注意事項
☐ 父が育児休業を取得する （産後も母に保育の必要性の事由がある場合）	育児休業に入る前に「育児休業の取得」欄に必要事項が記入されている【就労証明書】を提出してください。 復職後、復職の事実がわかる【就労証明書】を提出してください。 ※ 育児休業中の認定期間は、育児休業対象児童が満1歳になる月の末日までとなります。ただし、育児休業対象児童が認可保育所等の入所申請をした結果、やむを得ず待機となり、育児休業を延長することとなった場合は、最大2歳になる月の月末まで認定期間を延長することができます。